

○道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

改正前

(趣旨)

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第三十条第三項、第四十五条第三項及び第四十八条の三の規定に基づき、県が管理する県道（以下「道路」という。）の構造の技術的基準、道路標識の寸法及び道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合を定めるものとする。

第二条～第四十五条（略）

第二条～第四十五条（略）

(道路標識の寸法)

第四十六条 法第四十五条第三項の規定により条例で定める道路標識の寸法は、道路の通行者又は利用者が、目的地若しくは経過地の方向若しくは距離又は道路及びその沿道における交通の危険若しくは注意を払う必要がある道路の状況を容易に視認できること等を考慮して、規則で定める寸法とする。

2 前項の規定にかかわらず、道路の構造及び交通の状況並びに沿道の土地利用の状況を勘案して、安全かつ円滑な交通の確保と景観の保全を図るため必要があるときは、規則で定める範囲内で、同項の規則で定める寸法を拡大又は縮小することができるものとする。

第四十七条

第四十六条

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十七号

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成二十四年広島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の二条を加える。

（道路標識の寸法）

第二十五条 条例第四十六条第一項の規則で定める寸法は、次項から第十項までに定めるところによる。

2 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年^{総理府建設省}令第三号。以下「標識令」という。）別表第一案内標識の部分の都府県（102-B）の項、入口の方向（103-A・B）の項、入口の予告（104）の項、方面及び距離（106-B）の項、方面及び車線（107-A・B）の項、方面及び方向（108の2-C～E）の項、出口の予告（109）の項、方面及び出口の予告（110-A）の項、方面及び出口の予告（110-B）の項、方面、車線及び出口の予告（111-A）の項、方面、車線及び出口の予告（111-B）の項、方面及び出口（112-A）の項、方面及び出口（112-B）の項、出口（113-A・B）の項、サービス・エリアの予告（116-A）の項、サービス・エリアの予告（116-B）の項、サービス・エリア（116の2-A）の項、サービス・エリア（116の2-B）の項、非常電話（116の2）の項、待避所（116の3）の項、非常駐車帯（116の4）の項、駐車場（117-A）の項、駐車場（117-B）の項、登坂車線（117の2-A）の項、登坂車線（117の2-B）の項、都道府県道番号（118の2-A）の項、都道府県道番号（118の2-B・C）の項、総重量限度緩和指定道路（118の3-A）の項、総重量限度緩和指定道路（118の3-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-A）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-B）の項、高さ限度緩和指定道路（118の4-C・D）の項、道路の通称名（119-A・B）の項、道路の通称名（119-C）の項、道路の通称名（119-D）の項及びまわり道（120-A・B）の項に定める案内標識の標識板（標識の標示板をいう。以下同じ。）（方面及び方向（108の2-C）及びまわり道（120-B）の標識板を除く。）、警戒標識の標識板並びに補助標識の標識板の寸法は、別図第一から別図第四十八までに図示する寸法（その単位はセンチメートルとする。）を基準とする。

3 標識令別表第一案内標識の部分の都府県（102-A）の項、方面、方向及び距離（105-A～C）の項、方面及び距離（106-A）の項、方面及び距離（106-C）の項、方面及び方向の予告（108-A・B）の項、方面及び方向（108の2-A・B）の項、方面及び方向（108の2-C～E）の項、著名地点（114-A）の項及び主要地点（114の2-A・B）の項に定める案内標識の標識板の寸法は、

別表第十の上欄に掲げる設計速度に応じ、同表の下欄に定める値（ローマ字にあっては、その二分の一の値）を基準として定める文字の大きさを当該標識板に適切に配字することができる寸法とする。

4 標識令別表第一案内標識の部分の方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）の項及び方面、方向及び道路の通称名（108の4）の項に定める案内標識の標識板については、矢印外の文字の大きさは前項の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。

5 標識令別表第一案内標識の部分の著名地点（114-B）の項に定める案内標識の標識板の文字の大きさは、十センチメートルを標準とする。

6 標識令別表第一案内標識の部分の市町村（101）の項、都府県（102-A）の項、都府県（102-B）の項、方面、方向及び距離（105-A～C）の項、方面及び距離（106-A）の項、方面及び距離（106-B）の項、方面及び距離（106-C）の項、方面及び車線（107-A・B）の項、方面及び方向の予告（108-A・B）の項、方面及び方向（108の2-A・B）の項、方面及び方向（108の2-C～E）の項、方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）の項、方面、方向及び道路の通称名（108の4）の項、方面及び出口の予告（110-A）の項、方面及び出口の予告（110-B）の項、方面、車線及び出口の予告（111-A）の項、方面、車線及び出口の予告（111-B）の項、方面及び出口（112-A）の項、方面及び出口（112-B）の項、著名地点（114-A）の項、著名地点（114-B）の項及び著名地点（114-C）の項に定める案内標識の標識板に、それぞれ市町章、県章、公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本文字の大きさ（第四項の規定による文字並びに別図第一から別図第十八まで、別図第二十五から別図第二十七まで、別図第三十から別図第三十二まで及び別図第三十五から別図第四十五までに図示する案内標識の標識板の文字（ローマ字を除く。）の大きさをいう。以下同じ。）の1・七倍以下の大きさとする。

7 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十二条第一項に規定する指定都市高速道路その他これに準じる都市内の道路法第四十八条の四に規定する自動車専用道路（以下「自動車専用道路」という。）に設置する標識令別表第一案内標識の部分の方面及び方向（108の2-C～E）の項に定める案内標識の標識板に路線を表す記号を表示する場合における当該標識板の寸法は、經由路線を表す記号については日本文字の大きさの1・六倍以下、方面としての路線を表す記号については日本文字の大きさの〇・九倍以下の大きさの記号を適切に配置及び配字することができる寸法とする。

8 標識令別表第一案内標識の部分の駐車場（117-A）の項に定める案内標識の標識板に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、別図第二十八に図示する寸法の〇・七倍以下の大きさとする。

9 標識令別表第一警戒標識の部分の**+**形道路交差点あり（201-A）の項、右（又は左）方屈曲あり（202）の項、信号機あり（208の2）の項、落石のおそれあり（209の2）の項、路面凹凸あり（209の3）の項、合流交通あり（210）の項、車線数減少（211）の項、幅員減

少(212)の項、二方向交通(212の2)の項に定める警戒標識の標識板に表示する記号の寸法は、別図第四十九から別図第五十七までに図示する寸法を基準とする。

・ 道路標識の縁、縁線及び区分線の太さは、次の各号に掲げる道路標識の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 案内標識 縁は、標識令別表第一案内標識の部分の待避所(116の3)の項、駐車場(117-A)の項及びまわり道(120-A・B)の項に定める標識板(まわり道(120-A)の標識板を除く。)については九ミリメートル、標識令別表第一案内標識の部分の都道府県道番号(118の2-A)の項、総重量限度緩和指定道路(118の3-A)の項、総重量限度緩和指定道路(118の3-B)の項、高さ限度緩和指定道路(118の4-A)の項及び高さ限度緩和指定道路(118の4-B)の項に定める標識板については十六ミリメートル、標識令別表第一案内標識の部分の登坂車線(117の2-A)の項に定める標識板については十ミリメートル、標識令別表第一案内標識の部分の都道府県道番号(118の2-B・C)の項、道路の通称名(119-A・B)の項及び道路の通称名(119-C)の項に定める標識板については八ミリメートル、その他の標識板については日本文字の大きさの二十分の一以上の太さを基準とし、縁線及び区分線は、日本文字の大きさの二十分の一以上の太さを基準とする。

二 警戒標識 縁及び縁線は、十二ミリメートルとする。
(道路標識の寸法の拡大及び縮小)

第二十六条 条例第四十六条第二項の規則で定める範囲は、次項から第十一項までに定めるところによる。

2 自動車専用道路に設置する標識令別表第一案内標識の部分に定める案内標識の標識板で地名を表示する別図第一から別図第四十五までに図示するものについては、安全かつ円滑な交通と景観の保全を図るため必要があるときは、地名を表示する文字の字数の多少により当該標識板の横寸法を拡大し、又は縮小することができるものとする。

3 自動車専用道路に設置する標識令別表第一案内標識の部分に定める案内標識の標識板のうち別図第一から別図第二十五まで、別図第二十七、別図第二十九、別図第三十一、別図第三十九、別図第四十及び別図第四十四に図示するものについては、安全かつ円滑な交通を図るため必要があるときは、当該標識板の寸法を三倍まで拡大することができるものとする。

4 標識令別表第一警戒標識の部分に定める警戒標識の標識板については、安全かつ円滑な交通を図るため必要がある場合は、設計速度が六十キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置するときにあつては当該標識板の寸法を二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時の自動車専用道路に設置するときにあつては当該標識板の寸法を二・五倍まで、それぞれ拡大することができるものとする。

5 標識令別表第一案内標識の部分の駐車場(117-A)の項に定める案内標識の標識板については、安全かつ円滑な交通を図るため必要がある場合は、便所を表す記号を表示するときについては、当該標識板の横寸法を二・五倍まで拡大することができるものとする。

6 標識令別表第一案内標識の部分の駐車場(117-A)の項、都道府県道番号(118の2-A)の項、総重量限度緩和指定道路(118の3-A)の項、総重量限度緩和指定道路(118の3-B)の項、高さ限度緩和指定道路(118の4-A)の項、高さ限度緩和指定道路(118の4-B)の項及びまわり道(120-A・B)の項に定める案内標識の標識板(まわり道(120-B)の標識板を除く。)並びに警戒標識の標識板については、安全かつ円滑な交通を図るため必要があるときは、当該標識板の寸法(第五項の規定により横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法)を一・三倍、一・六倍又は二倍に、それぞれ拡大することができるものとする。

7 標識令別表第一案内標識の部分の登坂車線(117の2-A)の項、都道府県道番号(118の2-B・C)の項、道路の通称名(119-A・B)の項及び道路の通称名(119-C)の項に定める案内標識の標識板については、安全かつ円滑な交通を図るため必要があるときは、当該標識板の寸法を一・五倍又は二倍に、それぞれ拡大することができるものとする。

8 標識令別表第一案内標識の部分の道路の通称名(119-A・B)の項及び道路の通称名(119-C)の項に定める案内標識の標識板については、安全かつ円滑な交通を図るため必要があるときは、表示する文字の字数により当該標識板の横寸法(道路の通称名(119-C)の標識板については、縦寸法)を拡大することができるものとする。

9 補助標識の標識板は、その付置される案内標識及び警戒標識の標識板と同じ比率で拡大し、又は縮小することができるものとする。

・ 第二十五条第三項に規定する案内標識の標識板の寸法は、安全かつ円滑な交通を図るため必要があるときは、同項に規定する文字の大きさを一・五倍、二倍、二・五倍、又は三倍にそれぞれ拡大した文字の大きさを当該標識板に適切に配字することができる寸法とすることができるものとする。

・ 第二十五条第三項に規定する案内標識の標識板に表示する文字については、地名を表示する標識板の場合であつて表示する地名が四文字以上となるとき、又は表示する地名の数が通常の表示する地名の数に比べ相当程度多いときは、当該文字の横寸法又は縦寸法を一・八倍まで縮小することができるものとする。ただし、一の標識板において当該文字の横寸法と縦寸法を同時に縮小すること及び異なる比率で縮小した文字を混在させることはできないものとする。

別表第九の次に次の一表を加える。

別表第十(第二十五条関係)

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
七〇以上	三〇
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇



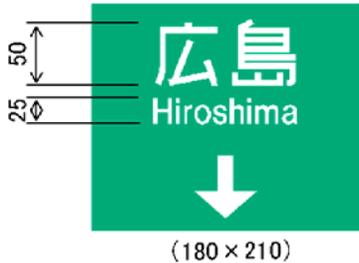
別表の次に別図として次の五十七図を加える。



別図第八 案内標識 方面及び方向 (108 の 2-D)



別図第七 案内標識 方面及び車線 (107-B)



別図第六 案内標識 方面及び車線 (107-A)



別図第五 案内標識 方面及び距離 (106-B)



別図第十二 案内標識

方面及び出口の予告 (110-B)



別図第十一 案内標識

方面及び出口の予告 (110-A)



別図第十 案内標識

出口の予告 (109)



別図第九 案内標識

方面及び方向 (108の2-E)



別図第十六 案内標識 方面及び出口 (112-B)



別図第十五 案内標識 方面及び出口 (112-A)



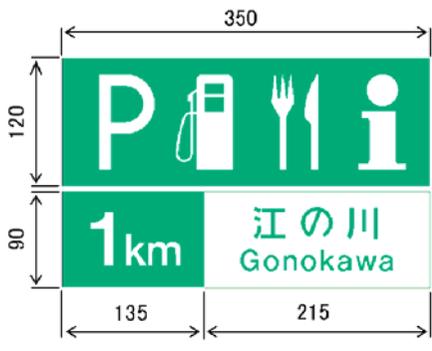
別図第十四 案内標識 方面、車線及び出口の予告 (111-B)



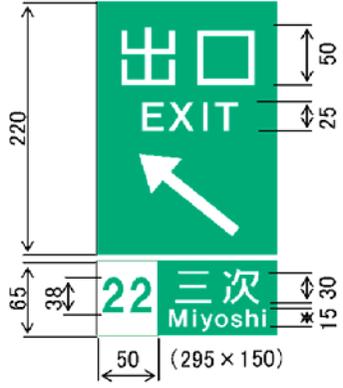
別図第十三 案内標識 方面、車線及び出口の予告 (111-A)



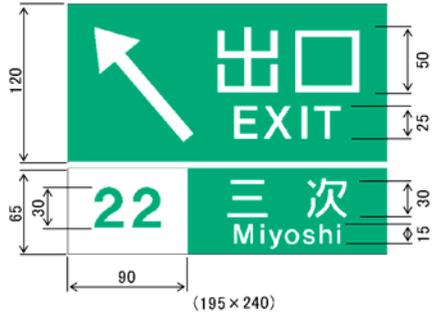
別図第二十 案内標識 サービス・エリアの予告 (V-16-A)



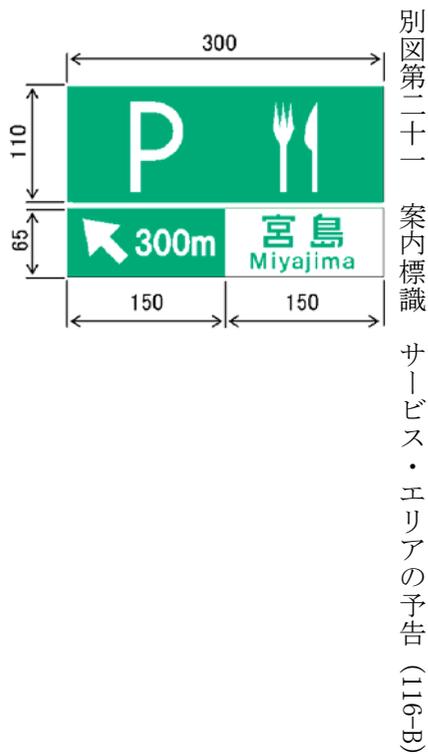
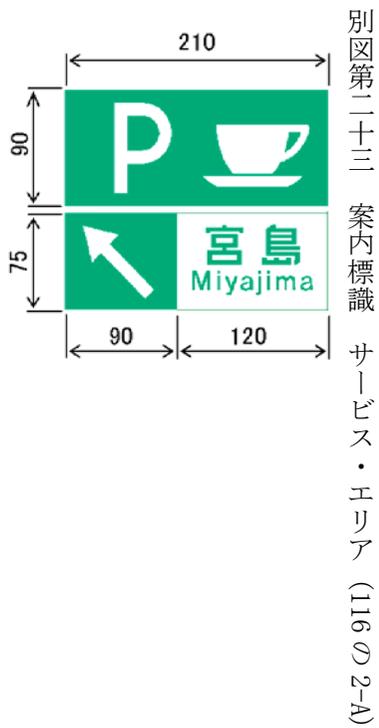
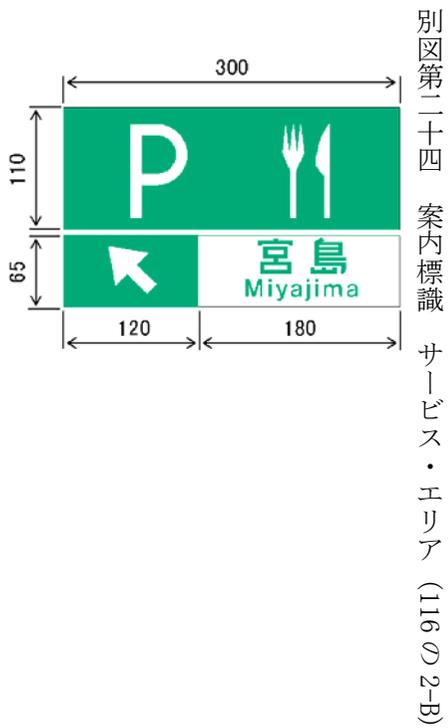
別図第十九 案内標識 サービス・エリアの予告 (V-16-A)



別図第十八 案内標識 出口 (I13-B)



別図第十七 案内標識 出口 (I13-A)





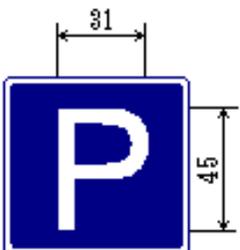
(60 × 180)

別図第三十 案内標識 登坂車線 (117 の 2-A)



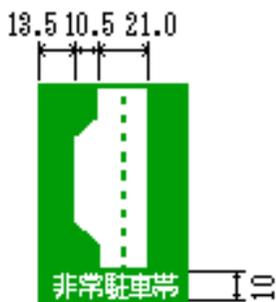
(90 × 60)

別図第二十九 案内標識 駐車場 (117-B)



(60 × 60)

別図第二十八 案内標識 駐車場 (117-A)



(90 × 60)

別図第二十七 案内標識 非常駐車帯 (116 の 4)



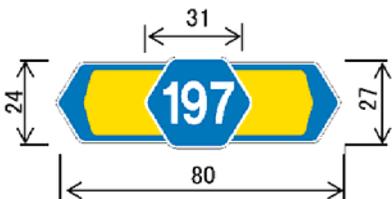
(90 × 60)

別図第二十六 案内標識 待避所 (116 の 3)

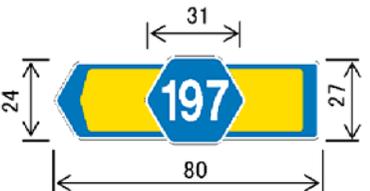


(90 × 60)

別図第二十五 案内標識 非常電話 (116 の 2)



別図第三十四 案内標識 都道府県道番号 (118 の 2-C)



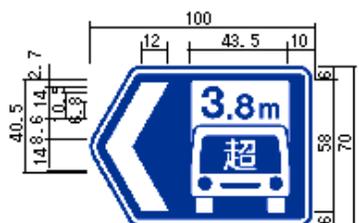
別図第三十三 案内標識 都道府県道番号 (118 の 2-B)



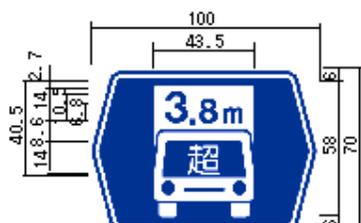
別図第三十二 案内標識 都道府県道番号 (118 の 2-A)



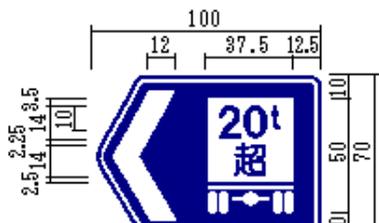
別図第三十一 案内標識 登坂車線 (117 の 2-B)



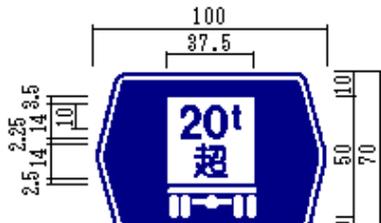
別図第三十八 案内標識 高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-B)



別図第三十七 案内標識 高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-A)



別図第三十六 案内標識 総重量限度緩和指定道路 (118 の 3-B)



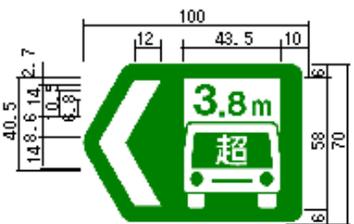
別図第三十五 案内標識 総重量限度緩和指定道路 (118 の 3-A)



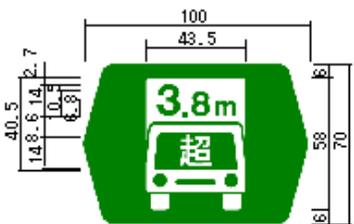
別図第四十二 案内標識 道路の通称名 (119-B)



別図第四十一 案内標識 道路の通称名 (119-A)



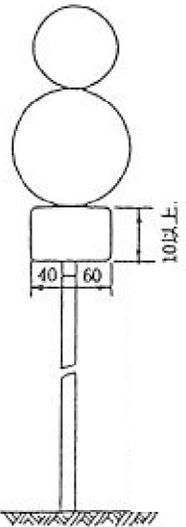
別図第四十 案内標識 高さ限度緩和指定道路 (118の4-D)



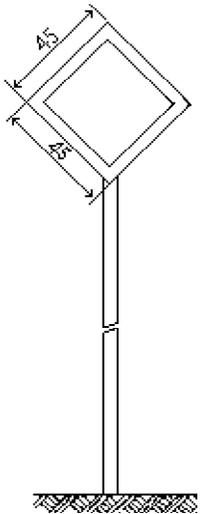
別図第三十九 案内標識 高さ限度緩和指定道路 (118の4-C)



別図第四十八 補助標識 注意事項 (510)



別図第四十七 補助標識 (別図第四十八を除く。)



別図第四十六 警戒標識



別図第四十五 案内標識 まわり道 (120-A)



別図第四十四 案内標識 道路の通称名 (119-D)



別図第四十三 案内標識 道路の通称名 (119-C)

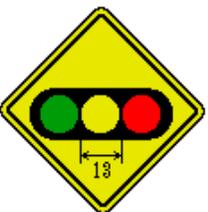
別図第四十九 警戒標識 十形道路交差点あり (201-A)



別図第五十 警戒標識 右(又は左)方屈曲あり (202)



別図第五十一 警戒標識 信号機あり (208 の 2)



別図第五十二 警戒標識 落石のおそれあり (209 の 2)



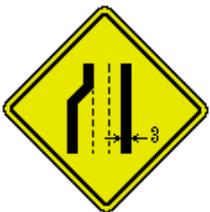
別図第五十三 警戒標識 路面凹凸あり (209 の 3)



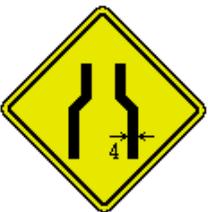
別図第五十四 警戒標識 合流交通あり (210)



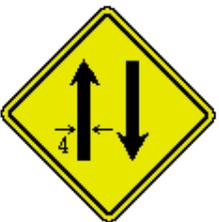
別図第五十五 警戒標識 車線数減少 (211)



別図第五十六 警戒標識 幅員減少 (212)



別図第五十七 警戒標識 二方向交通 (212の2)



附 則

この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。